

## 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

### MMA廃水焼却炉

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の6関係

技術上の基準	計 画 内 容
I 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析及び計量を行うこと。	廃液(受入廃棄物)は、毎週1回定期的に分析され、常に廃液が焼却処理に適合している性状かを確認しています。廃液貯液タンクレベルが一定になるように、廃液焼却量を処理能力超えない範囲で調整しています。なお、廃液の種類は、別紙のとおりとし、変更が生じる場合は、大阪府と事前に協議することとします。
II 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	常に焼却量(廃液処理量)は、DCS(ディストリビューテッド「分散型」コントロールシステム)により、受入タンクレベルが一定になるように監視しながら、処理能力を超えない範囲で炉投入量を調整します。
III 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	緊急時にはインターロック装置作動にて、炉の運転は緊急停止され、燃料・廃液は安全に遮断される。炉の床はコンクリートで覆われ、周辺は防液堤で囲われています。装置周辺は定期的にパトロールされ、漏洩等異常時は直ぐ漏洩防止処置及び回収作業等を実施します。
IV 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	常に正常な機能を維持させるため、毎日施設の点検を実施し、その結果を記録しています。又、毎年定期点検整備も実施しています。
V 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃液はタンクに貯液され、ポンプを経由して金属配管にて焼却炉に送入されており、飛散・悪臭等の発生はありません。又、炉の床はコンクリートで覆われ、周辺は防液堤で囲われています。
VI 蚊、はえ等の発生の防止に努め構内の清潔を保持すること。	周辺の通路・建屋・装置の床等は定期的に清掃して清潔に保ち、蚊、はえ等の発生を防止しています。
VII 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	装置自体に騒音・振動防止装置は無いが、市街地までの距離は300m以上と離れており、周囲(住民居住区域)の生活環境を損なうことはありません。
VIII 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすると共に、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	スクラバー等の設備は無く、排水の放流はありません。
IX 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	焼却炉の作業状況を記載した日誌及び、廃棄物焼却炉維持管理状況記録を作成し3年間保存します。

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7関係

技術上の基準		計画内容
I	ビット・クレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。	廃液焼却処理設備のため当項目は該当しません。
II	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に行うこと。但し、ガス化燃焼方式の焼却施設及び処理能力が2t/時間未満の焼却施設を除く。	廃液タンクから、供給ポンプで昇圧し流量コントロールを行い専用配管で定量ずつ、外気と遮断された状態で連続的に焼却炉へフィード(投入)します。
III	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。	焼却灰の発生はありませんので当項目は該当しません。
IV	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	燃料は最初からメタンを使用 点火から300℃まではバーナー1本で昇温、その後2本目を点火し800℃まで約4時間で昇温しています。廃液の処理は炉温度800℃以上に昇温後に開始します。
V	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	炉停止時は廃液の供給を先ず停止し、廃棄物を燃焼し尽くして燃料を止めます。
VI	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	炉内温度測定器(計器番号TIC-520)で連続測定しDCS装置に表示、記録しています。
VII	集塵器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。 ただし、集塵機内で、燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	集塵機はないが、廃熱ボイラーにて熱回収し、確実に燃焼ガス温度を170~200℃に下げ管理しています。
VIII	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	廃熱ボイラー出口の温度測定器(計器番号TI-522)で連続測定し、DCS装置に表示、記録しています。
IX	冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。	堆積したばいじんの発生は無いので当項目は該当しません。
X	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下となるように廃棄物を焼却すること。 (酸素濃度12%)	十分な燃焼用空気を供給することで、完全燃焼され排ガス中の一酸化炭素濃度は低く問題ありません。
i	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	一酸化炭素連続測定装置は設置されており炉運転中は常に測定を実施し、同時にその値も記録されている。
ii	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。	焼却する廃液には塩素系物質は含まれなく、又完全燃焼させていますので、排ガス中のダイオキシン濃度は極僅か検出される程度です。 (排ガス、ダイオキシン分析票添付)
iii	煙突から排出される排ガス中のダイオキシ	ダイオキシン類は年1回、ばい煙濃度(NOx、SOx、ばいじん

技術上の基準	計 画 内 容
ン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度を6ヶ月に1回以上測定し、かつ記録すること。(ばい煙関係の項目:硫黄酸化物・ばいじん・塩化水素及び窒素酸化物)	塩化水素及びCO等)は2ヶ月に1回測定を行い、濃度を確認し、記録します。 また、年1回、これらの分析結果報告書を府に提出します。
iv 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス中のダイオキシン類、ばい煙濃度(NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、ばいじん、塩化水素及びCO等)は、ダイオキシン類対策特別措置法及び大気汚染防止法で定める規制値を大きく下回っています。 適正に維持管理し、住民の生活環境保全上、問題を生じさせないこととします。
v ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	ばいじん及び焼却灰は発生が無いため、当項目は該当しません。
vi ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は、焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん及び焼却灰は発生が無いため、当項目は該当しません。
vii 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずると共に、消火器その他の消火設備を備えること。	所内規則により、火気の取扱いに等に関しては厳しく制限(定められていて)しています。 当設備も炉内を除き、火気使用は禁止しています。 消火器は消防法に従い設置しています。
viii 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。	廃棄物焼却時は出口酸素濃度等を適正に管理し、メタン燃料コントロールを行い、燃焼ガス温度を800℃以上に保ちます。
ix 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずると共に、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	床はコンクリートで被覆され、防液堤も設けられ毎日パトロールを実施し、床・防液堤等に異常があれば直ぐに応急補修等の対応をとります。 又毎年、定期点検補修も実施され、より確かな整備を実施しています。

3) 大阪府廃棄物焼却炉に係わる指導指針関係

維持管理基準	計 画 内 容
I 焼却炉の維持管理に関する技術上の業務を担当する管理者を選任し、焼却炉の運転中は常駐させること。	焼却炉は24時間運転となっており、経験豊かで運転技術も確かな、各方交代責任者(班長)を焼却炉の維持管理に関する技術上の業務を担当する管理者に選任し、焼却炉の運転中は常駐します。
II 焼却炉の運転マニュアルを作成し、これに基づき焼却炉の適正な運転及び定期的な保守・点検を行こと。またそれらの状況を記録し、3年間保存すること。	運転マニュアルは作成されそのマニュアルに従い焼却炉の適正な運転を行っています。 又運転マニュアルは定期的に見直しています。 定期的な保守・点検も毎日実施(現場パトロール等)及び毎年、定期点検補修も実施され、より確かな整備を実施しています。 運転・保守・点検記録作成して、3年間保存します。